令和６年度　公文書開示（６月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R6.5.21	R6.6.3	東京消防庁本所消防署東駒形出張所仮庁舎（6）新築給排水衛生設備その他工事 内訳書、共通費算定書、見積比較表、代価表、特記仕様書一式	83	●														総務部 施設課
2	R6.5.29	R6.6.5	小平消防署花小金井出張所（６）内装その他改修工事の内訳書一式（共通費計算書含む）、特記仕様書	52	●														総務部 施設課
3	R6.6.10	R6.6.19	板橋消防署（５）空調設備改修工事の代価表、共通費算定書、見積比較表の写し一式	33	●														総務部 施設課
4	R6.6.10	R6.6.19	東京消防庁国分寺消防署西元出張所（仮称）庁舎（５）改築空調設備工事の代価表、共通費算定書、見積比較表の写し一式	53	●														総務部 施設課
5	R6.6.10	R6.6.19	東京消防庁蒲田消防署庁舎（５）空調設備改修工事の代価表、共通費算定書、見積比較表の写し一式	92	●														総務部 施設課
6	R6.6.11	R6.6.19	①赤坂消防署新町出張所（５）空調設備改修工事（その２） ②東京消防庁八王子消防署北野出張所庁舎（５）改築空調設備工事 ③救急機動部隊虎ノ門拠点（５）空調設備改修工事 ④東京消防庁国分寺消防署西元出張所（仮称）庁舎（５）改築空調設備工事 以上４件の共通費算定書、特記仕様書の写し一式	148	●														総務部 施設課
7	R6.6.13	R6.6.20	本郷消防署（５）電気設備その他改修工事の内訳書の写し一式	72	●														総務部 施設課
8	R6.6.13	R6.6.20	東京消防庁若林単身待機宿舎敷地地質調査の内訳書の写し一式	7	●														総務部 施設課

9	R6.6.13	R6.6.20	東京消防庁若林単身待機宿舎敷地地質調査の内訳書の内訳書の写し	7	●															総務部 施設課
10	R6.6.14	R6.6.20	①東京消防庁若林単身待機宿舎敷地地質調査 ②東京消防庁新本部庁舎ほか１か所敷地測量 以上２件の仕様書、図面及び内訳書一式	56	●															総務部 施設課
11	R6.6.14	R6.6.20	①東京消防庁赤羽消防署浮間出張所庁舎敷地地質調査 ②東京消防庁品川待機宿舎敷地地質調査 ③東京消防庁若林単身待機宿舎敷地地質調査 ④東京消防庁麻布消防署仮庁舎敷地地質調査 ⑤東京消防庁荏原消防署小山出張所庁舎敷地地質調査 以上５件の内訳書一式	32	●															総務部 施設課
12	R6.6.6	R6.6.11	東京消防庁日本堤消防署管轄内、東京都〇区〇丁目〇番地と同区〇丁目〇番地間の車道上にある防火水槽の構造図	2	●															防災部水利課
13	R6.6.6	R6.6.19	契約番号０５－１００９３、件名５経年防火水槽再生工事その１の工事成績評定通知書	2		●					●								（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。	防災部水利課
14	R6.6.6	R6.6.19	契約番号０５－１００９２、件名５経年防火水槽用途廃止工事その１の工事成績評定通知書	2		●					●								（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。	防災部水利課
15	R6.6.26	R6.6.28	０５－１０２９６、５防火水槽再生工事その４ 上記案件の金額入り内訳設計書一式（諸経費計算書、特記仕様書含む）	65	●															防災部水利課
16	R6.5.14	R6.6.3	(1)令和６年度東京消防庁消防官採用試験（Ⅰ類１回目）教養試験問題 (2)令和６年度東京消防庁消防官採用試験（Ⅰ類１回目）論文試験の解答用紙	34	●															人事部人事課

17	R6.5.25	R6.6.7	１　消防官（専門系）採用選考（令和５年４月３０日実施） ２　消防官（Ⅰ類１回目）採用試験（令和５年５月１４日実施） ３　消防官（Ⅰ類２回目）採用試験（令和５年９月２４日実施） ４　消防官（Ⅲ類）採用試験（令和５年９月３日実施） ５　職員Ⅰ類（事務）採用試験（令和５年４月３０日実施） ６　職員Ⅰ類（技術）採用試験（令和５年４月３０日実施） ７　職員Ⅲ類（事務）採用試験（令和５年９月１０日実施） ８　障害者を対象とする職員Ⅲ類（事務）採用選考（令和５年９月１０日実施） ９　消防官（専門系）採用選考（令和４年５月１日実施） 10　消防官（Ⅰ類１回目）採用試験（令和４年５月２２日実施） 11　消防官（Ⅰ類２回目）採用試験（令和４年８月２８日実施） 12　消防官（Ⅱ類）採用試験（令和４年９月４日実施） 13　消防官（Ⅲ類）採用試験（令和４年９月４日実施） 14　職員Ⅰ類（事務）採用試験（令和４年５月１日実施） 15　職員Ⅰ類（技術）採用試験（令和４年５月１日実施） 16　職員Ⅲ類（事務）採用試験（令和４年９月１１日実施） 17　障害者を対象とする職員Ⅲ類（事務）採用選考（令和４年９月１１日実施） 18　消防官（専門系）採用選考（令和３年５月１６日実施） 19　消防官（Ⅰ類）採用試験（令和３年５月９日実施） 20　消防官（Ⅱ類）採用試験（令和３年９月５日実施） 21　消防官（Ⅲ類）採用試験（令和３年９月１１日実施） 22　職員Ⅰ類（事務）採用試験（令和３年５月２日実施） 23　職員Ⅲ類（事務）採用試験（令和３年９月１２日実施） 24　障害者を対象とする職員Ⅲ類（事務）採用選考（令和３年９月１２日実施） 25　消防官（専門系）採用選考（令和２年４月２６日実施） 26　消防官（Ⅰ類１回目）採用試験（令和２年５月１０日実施） 27　消防官（Ⅰ類２回目）採用試験（令和３年１月１０日実施） 28　消防官（Ⅱ類）採用試験（令和２年９月６日実施） 29　消防官（Ⅲ類）採用試験（令和２年９月１９日実施） 30　職員Ⅰ類（事務）採用試験（令和２年５月３日実施） 31　職員Ⅲ類（事務）採用試験（令和２年９月１３日実施） 32　障害者を対象とする職員Ⅲ類（事務）採用選考（令和２年９月１３日実施） 上記試験及び選考の受験人数、平均点、最高点、最低点及び問題数	32	●															人事部人事課
18	R6.5.24	R6.6.6	以下の事案に関する、様式第３５号小隊活動記録票、様式第３６号傷病者記録票（基本情報）、様式第３６号の２傷病者記録票（観察・救急処置）及び様式第３６号の３傷病者記録票（医療機関選定） １　世田谷消防署三宿救急隊の救急出場（令和５年８月３日午後６時４９分覚知） ２　救急部救急指導課本部機動第３救急隊の救急出場（令和５年８月５日午後８時１９分覚知） ３　渋谷消防署代々木救急隊の救急出場（令和５年８月５日午後９時２５分覚知）	12		●					●							（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。	救急部救急管理課
19	R6.6.4	R6.6.17	東京消防庁警防規程事務処理要綱（平成２１年３月２６日２０警警第８８６号警防部長依命通達）第５関係、別表第５に記載のある飛び降り行為者に対する救助活動要領の内容	2	●															警防部警防課
20	R6.6.6	R6.6.20	○区○丁目○番○号における少量危険物の取扱廃止届出書（平成１７年１０月１３日第８号赤羽消防署志茂出張所）	1		●					●		●					（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 （７条４号）この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため、条例第７条第４号に該当する。	予防部危険物課
21	R6.6.14	R6.6.26	○（○区○丁目○番○号）の指定可燃物貯蔵・取扱届出書（平成２年７月１０日深川消防署予防課受付第５１４号）	5		●					●		●					（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 （７条４号）この情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため、条例第７条第４号に該当する。	予防部危険物課

22	R6.5.20	R6.6.24	令和５年８月８日（火）、○（○区○丁目○番○号覚知の○区○丁目○番○号で発生した救助活動に係る以下の公文書 ⑴　消防活動総括表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第３５号及び３６号） ⑵　消防活動報告（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第３７号） （千住指揮隊、千住第１救急小隊、旭町第２小隊、足立特別救助小隊） ⑶　指揮活動表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第３８号）（千住指揮隊） ⑷　小隊活動表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第３９号） （千住第１救急小隊、旭町第２小隊、足立特別救助小隊） ⑸　記録表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第４６号）	11		●					●		●						（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。	警防部救助課
23	R6.6.9	R6.6.20	○（○区○丁目○番○号）に係る令和６年５月以降に届出られた以下の公文書 ⑴　防火管理者選任（解任）届出書 ⑵　消防計画作成（変更）届出書				●											請求のあった公文書は、届出された事実がないため、実施機関では作成及び取得をしておらず存在しない。	予防部防火管理課
24	R6.6.12	R6.6.20	○（○区○丁目○番○号）に係る消防計画作成（変更）届出書及び避難経路図（平成２９年１１月１日２９大予（防）第６７７号）	2		●					●		●					（７条２号）氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため （７条４号）印影の情報は、偽造等の犯罪に悪用され、財産が脅かされるおそれがあるため	予防部防火管理課
25	R6.6.24	R6.6.28	○（○区○丁目○番○号）に係る消防計画作成（変更）届出書及び添付された消防計画（令和３年７月２９日３丸予（防）第１３２６号、３丸予（災）第１０６１号）	24	●														予防部防火管理課
26	R6.4.8	R6.6.6	火災調査書類（令和６年３月２９日５芝予第３１２９号）のうち、以下の書類 １　火災調査書 ２　出火原因判定書 ３　火災出場時における見分調査書 ４　現場見分調査書 ５　質問調査書【質問年月日・時間：令和５年１２月２２日　１０時３０分から１０時５３分まで】 ６　質問調査書【質問年月日・時間：令和５年１２月２２日　１１時０３分から１１時０９分まで】	115		●					●				●				（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 （７条６号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する。	予防部調査課

27	R6.5.2	R6.6.17	火災調査書類（令和６年３月２５日５大予第８４８号）のうち、火災調査書	2		●					●			●				（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 （７条６号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する。	予防部調査課
28	R6.5.2	R6.6.17	火災調査書類（令和６年３月２５日５大予第８４８号）のうち、火災調査書	2		●					●			●				（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 （７条６号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する。	予防部調査課
29	R6.5.10	R6.6.20	火災調査書類（令和６年２月２７日５渋松第７５号）のうち、以下の書類 １　火災調査書 ２　出火原因判定書 ３　現場見分調査書（第１回） ４　現場見分調査書（第２回）	144		●					●			●				（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 （７条６号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する。	予防部調査課

30	R6.5.21	R6.6.25	火災調査書類（令和６年５月７日６板予第３７６号）のうち、以下の書類 １　火災調査書 ２　出火原因判定書 ３　火災出場時における見分調査書 ４　現場見分調査書 ５　質問調査書【質問年月日・時間：令和５年７月２９日１０時００分から１０時３０分まで】 ６　質問調査書【質問年月日・時間：令和５年１０月２５日１４時００分から１４時３０分まで】 ７　延焼状況等調査書 ８　出火建物・避難状況等調査書 ９　危険物施設等調査書 １０　建物・収容物損害調査書【り災順位：①】 １１　建物・収容物損害調査書【り災順位：②】 １２　建物・収容物損害調査書【り災順位：③】 １３　建物・収容物損害調査書【り災順位：④】 １４　建物・収容物損害調査書【り災順位：⑤】 １５　建物・収容物損害調査書【り災順位：⑥】 １６　建物・収容物損害調査書【り災順位：⑦】 １７　死傷者調査書	85		●					●				●				（７条２号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。 （７条６号） この情報は、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第７条第６号に該当する。	予防部調査課
31	R6.5.21	R6.6.3	○（○区○丁目○番○号）に係る以下の公文書 ⑴　建物全体の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書 ⑵　立入検査結果通知書					●											⑴　建物全体の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書は、届出の事実がなく、実施機関には存在しない。 ⑵　立入検査結果通知書は、作成した事実がなく、実施機関には存在しない。	予防部査察課
32	R6.5.30	R6.6.6	○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和３年１２月２２日３目予（報）第２０２１号）	14		●					●								この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。	予防部査察課
33	R6.5.31	R6.6.6	○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（平成３１年２月５日３０布予（報）第１６８４号）					●											当該公文書は、１年保存の公文書であるため、令和２年度に廃棄済みであり、存在しない。	予防部査察課
34	R6.5.27	R6.6.6	○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書					●											ターフフォー７５に係る最新の消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書は、平成２３年１月２６日に受理した１年保存の公文書であるため、平成２４年度に廃棄済であり、現在は存在しない。	予防部査察課
35	R6.6.7	R6.6.14	○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等(特殊消防用設備等）点検結果報告書(令和５年８月３日５大予(報)第６３７号）	25	●															予防部査察課
36	R6.6.12	R6.6.14	○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等(特殊消防用設備等）点検結果報告書(令和５年１１月２１日５足予(報)第１６９９号）	18	●															予防部査察課
37	R6.6.6	R6.6.17	○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和５年５月１１日５渋予（報）第５１６号）	21		●					●								この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第７条第２号に該当する。	予防部査察課

38	R6.6.10	R6.6.17	○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書					●											当該公文書は、届出の事実がなく、実施機関には存在しない。	予防部査察課
39	R6.6.11	R6.6.17	○（○区○丁目○番○号）に係る○階テナント部分以外の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書					●											当該公文書は、届出の事実がなく、実施機関には存在しない。	予防部査察課
40	R6.5.8	R6.6.18	予防情報システムに記録された中野区・杉並区・練馬区に存在する防火対象物点検結果報告書の届出が必要な建物の所在地及び対象物件名の一覧（個人情報を除く）	14	●															予防部査察課
41	R6.6.14	R6.6.18	次の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書のうち、別記様式第２４非常電源（自家発電設備）点検票 １　○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和６年５月２１日６蒲羽（報）第２１号） ２　○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和５年７月１３日５蒲予（報）第５２２号） ３　○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和６年２月１３日５蒲予（報）第１６４５号） ４　○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和５年９月７日５蒲予（報）第７５８号） ５　○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和５年１１月２１日５蒲予（報）第１２３１号） ６　○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和６年２月２１日５蒲予（報）第１６９８号） ７　○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和６年２月２７日５蒲予（報）第１７１９号） ８　○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和６年２月９日５蒲予（報）第１６２８号） ９　○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和５年９月８日５蒲予（報）第７７０号） １０　○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和５年６月５日５蒲予（報）第３２５号） １１　○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和６年２月１９日５蒲予（報）第１６７１号） １２　○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和５年９月２８日５蒲予（報）第９１５号） １３　○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和５年７月１３日５蒲予（報）第５１９号） １４　○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和６年５月１３日６蒲予（報）第２２４号） １５　○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和５年５月１１日５蒲予（報）第２０５号） １６　○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和５年６月２３日５蒲予（報）第４２４号） １７　○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和５年１０月１６日５蒲予（報）第１０１０号） １８　○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和５年６月２２日５蒲予（報）第４１７号） １９　○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和５年５月１２日５蒲予（報）第２１３号）	57	●															予防部査察課
42	R6.6.9	R6.6.19	○（○区○丁目○番○号）に係る指導経過簿	4		●					●								この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第７条第２号に該当する。	予防部査察課
43	R6.6.9	R6.6.19	○（○区○丁目○番○号）に係る以下の公文書 ⑴　立入検査の記録 ⑵　防火対象物点検結果報告書 ⑶　消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書 ⑷　改修（計画）報告書					●											⑴　立入検査の記録は、作成又は取得した事実がなく、実施機関には存在しない。 ⑵　防火対象物点検結果報告書は、届出の事実がなく、実施機関には存在しない。 ⑶　消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書は、届出の事実がなく、実施機関には存在しない。 ⑷　改修（計画）報告書は、届出の事実がなく、実施機関には存在しない。	予防部査察課
44	R6.6.14	R6.6.21	○（○区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書					●											当該公文書は、届出の事実がなく、実施機関には存在しない。	予防部査察課

45	R6.6.17	R6.6.21	○（○区○丁目○番○号）に係る以下の公文書 ⑴　消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書 ⑵　立入検査結果通知書					●											⑴　消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書は、届出の事実がなく、実施機関には存在しない。 ⑵　立入検査結果通知書は、作成した事実がなく、実施機関には存在しない。	予防部査察課
46	R6.6.21	R6.6.26	○（○区○丁目○番○号）に係る以下の公文書 ⑴　消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書 ⑵　防火対象物点検結果報告書					●											⑴　消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書 当該公文書は、令和３年以降に届出の事実がなく、実施機関には存在しない。 ⑵　防火対象物点検結果報告書 当該公文書は、届出の事実がなく、実施機関には存在しない。	予防部査察課
47	R6.5.29	R6.6.6	○（○区○丁目○番○号）に係る 自動火災報知設備の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和元年１２月２３日３１神鍛（設）第８５号）に添付された系統図及び平面図	2	●															予防部予防課
48	R6.5.29	R6.6.6	○（○区○丁目○番○号）に係る 自動火災報知設備の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和元年１２月２３日３１神鍛（設）第８５号）に添付された系統図及び平面図	2	●															予防部予防課
49	R6.5.24	R6.6.7	○（○区○丁目○番○号）に係る 防火対象物使用届出書（平成５年２月２２日武蔵野消防署吉祥寺出張所４５号）	13	●															予防部予防課
50	R6.5.27	R6.6.7	○（○区○丁目○番○号）に係る １　防火対象物使用（変更）届出書その１（昭和５８年１０月６日足立消防署予防課第１６１号） ２　建築同意調査書（昭和５８年３月１１日 （同）第８１号）並びに同調査書に添付された配置図、案内図、平面図、立面図及び断面図 ３　防火対象物使用（変更）届出書その１（平成４年７月２０日足立消防署瑞江出張所４第４－４０１３号）	26	●															予防部予防課
51	R6.5.30	R6.6.7	○（○区○丁目○番○号）に係る 消防用設備等設置届出書（令和６年３月２５日５目中（設）第１３号）（自動火災報知設備）の鑑及び自動火災報知設備試験結果報告書	5	●															予防部予防課
52	R6.6.4	R6.6.11	○（○区○丁目○番○号）に係る １　防火対象物使用（変更）届出書その１（昭和４６年８月１４日小石川消防署予防課収第９８号） ２　防火対象物使用（変更）届出書その２（自動火災報知設備）（昭和４６年４月２７日小石川消防署予防課収第９３号）	37	●															予防部予防課
53	R6.6.5	R6.6.11	○（○区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その１（平成３年１２月１７日芝消防署予防課第３８５７号）	32	●															予防部予防課

54	R6.6.6	R6.6.11	○（○区○丁目○番○号）に係る昭和６１年６月に提出された消防用設備等設置届出書（自動火災報知設備）（昭和６１年６月１２日武蔵野消防署予防課第１０５２号）の２階平面図	2	●														予防部予防課
55	R6.5.31	R6.6.13	○（○区○丁目○番○号）○に係る １　自動火災報知設備の消防用設備等着工届出書（昭和６３年７月１１日八王子消防署予防課第１３０２号） ２　消防用設備等設置届出書（昭和６３年７月２２日八王子消防署予防課第２２７８号）	39	●	●					●		●						特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）第７条第２号に該当する。また、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	予防部予防課
56	R6.6.7	R6.6.17	○（○区○丁目○番○号）に係る １　消防用設備等設置届出書（自動火災報知設備）（平成２６年１１月２０日志村消防署予防課第４５１号）の自動火災報知設備試験結果報告書、配線の試験結果報告書、概要表及び平面図 ２　工事整備対象設備等着工届出書（自動火災報知設備）（平成２６年１１月６日村消防署予防課第２４７号）の自動火災報知設備試験結果報告書、配線の試験結果報告書、概要表、平面図及び系統図	10	●														予防部予防課
57	R6.6.10	R6.6.17	○（○区○丁目○番○号）に係る １　防火対象物使用開始届出書（平成３１年２月２５日四谷消防署予防課第４４３号）の鑑及び地下１階平面図 ２　消防用設備等設置届出書（屋内消火栓設備）（平成３１年２月２５日四谷消防署予防課第６４２号）の鑑、試験結果報告書、平面図、系統図及び機器図 ３　消防用設備等設置届出書（スプリンクラー）（平成３１年２月２５日四谷消防署予防課第６４３号）の鑑、試験結果報告書、平面図、系統図及び機器図 ４　消防用設備等設置届出書（連結送水管）（平成３１年２月２５日四谷消防署予防課第６４４号）の鑑、試験結果報告書、平面図、系統図及び機器図 ５　消防用設備等設置届出書（自動火災報知設備）（平成３１年２月２２日四谷消防署予防課第６３９号）の鑑、試験結果報告書、平面図、系統図及び機器図 ６　消防用設備等設置届出書（非常放送設備）（平成３１年２月２５日四谷消防署予防課第６４７号）の鑑及び平面図 ７　消防用設備等設置届出書（誘導灯）（平成３１年２月２０日四谷消防署予防課第６２７号）の鑑及び平面図 ８　消防用設備等設置届出書（無線通信補助設備）（平成３１年２月２５日四谷消防署予防課第６４８号）の鑑及び平面図	107	●														予防部予防課
58	R6.4.23	R6.6.20	総合予防情報システムに記録された建物データのうち、令和５年４月１日から令和６年３月３１日の間に新規に記録された、東京消防庁の管轄区域における消防法施行令（昭和３６年政令第３７号）別表第一（１）項から（２０）項の防火対象物の『建物名』、『市区町村・町名』、『丁目』、『番地』、『号』、『政令別表』、『建築同意年月日』、『使用検査年月日』、『構造』、『階層地上階数』、『階層地下階数』、『建築面積』、『延面積』、『建物高さ』、『特定一階段該否』及び『登録年月日』の東京消防庁予防部予防課で作成した一覧	219		●				●	●		●						１　公にすることにより当該施設の防御能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号、以下「行政機関情報公開法」という。）第５条第３号に基づき不開示とされる部分であり、条例第７条第１号に該当する。 ２　個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、東京都情報公開条例（平成１１年東京都条例第５号。以下「条例」という。）第７条第２号に該当する。 ３　犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから条例第７条第４号に該当する。	予防部予防課
59	R6.5.3	R6.6.20	予防情報システムに記録された中野区・杉並区・練馬区に存在する防火対象物のうち特定用途防火対象物である建物の所在地及び対象物件名の一覧	192	●														予防部予防課
60	R6.5.22	R6.6.20	東京２３区における令和６年５月２２日時点における防火対象物一覧（所在市区町村、所在丁目、所在番地、所在号、建物構造、階層地上階数、階層地下階数、政令別表、敷地面積、建築面積、延面積、建物の高さ、使用検査年月日）（消防法施行令別表第一に掲げるものに限る）	9475	●														予防部予防課

61	R6.5.31	R6.6.21	○（○区○丁目○番○号）に係る 防火対象物使用（変更）届出書　その１（昭和５１年３月１８日新宿消防署予防課第８６号）に添付された書類一式	34		●					●		●						特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第７条第２号に該当する。また、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	予防部予防課
62	R6.6.10	R6.6.21	○（○区○丁目○番○号）に係る １　建築申請調査書（平成３０年８月１日渋谷消防署予防課３０渋予第１１１号） ２　建築申請調査書（平成１２年７月３日渋谷消防署予防課（同）第４３７号） ３　建築申請調査書（平成１２年５月１８日渋谷消防署予防課（同）第３０８号）	26	●	●					●		●						特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第７条第２号に該当する。また、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	予防部予防課
63	R6.6.11	R6.6.21	○（○区○丁目○番○号）に係る検査結果書（その４屋内消火栓設備）（昭和４９年１１月２０日渋谷消防署予防課第１３４号）の調査書及び添付されている消火栓関係配管立面図及び平面図	13	●															予防部予防課
64	R6.6.12	R6.6.21	○（○区○丁目○番○号）に係る １　防火対象物使用（変更）届出書その１（昭和５７年５月４日大森消防署予防課第１７２号） ２　防火対象物使用開始届出書（平成２９年９月２７日大森消防署予防課第１４５号）	19		●					●		●						特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第７条第２号に該当する。また、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	予防部予防課
65	R6.6.17	R6.6.24	○（○区○丁目○番○号）に係る １　直近の防火対象物使用開始届出書のかがみ及び検査結果書 ２　直近の消防用設備等設置届出書のかがみ及び検査結果書					●												予防部予防課
66	R6.6.13	R6.6.25	○（○区○丁目○番○号）に係る １　消防用設備等設置届出書（消火器）（平成元年３月１０日臨港消防署予防課第２５９号）の鑑及び平面図 ２　消防用設備等設置届出書（自動火災報知設備）（平成２５年８月２０日臨港消防署予防課第２１８号）の鑑、系統図及び１階平面図 ３　消防用設備等設置届出書（自動火災報知設備）（平成元年３月１８日臨港消防署予防課第２１８号）の２階平面図 ４　消防用設備等設置届出書（誘導灯）（平成２５年８月１９日臨港消防署予防課第２１６号）の鑑及び１階平面図 ５　消防用設備等設置届出書（誘導灯）（平成元年３月１０日臨港消防署予防課第２５９号）の２階平面図 ６　消防用設備等設置届出書（非常放送設備）（平成２５年８月１９日臨港消防署予防課第２１９号）の鑑、系統図及び１階平面図 ７　消防用設備等設置届出書（非常放送設備）（平成元年３月１８日臨港消防署予防課第２７９号）の２階平面図	38	●															予防部予防課
67	R6.6.5	R6.6.25	○（○区○丁目○番○号）に係る １　屋内消火栓設備に係る新築時の防火対象物使用（変更）届出書その２（消防用設備等）（昭和４９年１０月１９日牛込消防署予防課第５６号）一式 ２　泡消火設備に係る新築時の防火対象物使用（変更）届出書その２（消防用設備等）（昭和４９年１０月８日牛込消防署予防課第４９号）一式 ３　屋内消火栓設備に係る新築時の消防用設備等着工届出書（昭和４９年１０月１９日牛込消防署予防課第５６号）一式 ４　泡消火設備に係る新築時の消防用設備等着工届出書（昭和４９年１０月８日牛込消防署予防課第４９号）一式	92	●	●					●		●						特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第７条第２号に該当する。また、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第７条第４号に該当する。	予防部予防課
68	R6.6.14	R6.6.25	○（○区○丁目○番○号）に係る平成２１年１１月頃に提出された防火対象物使用開始届（平成２１年１１月１８日２１足予（使）第１１４号）に添付された１階平面図の写し（個人情報及び印影を除く）	1	●															予防部予防課

69	R6.6.18	R6.6.25	○（○区○丁目○番○号）に係る竣工時の以下の公文書（個人情報及び印影を除く） １　ハロン消火設備の消防用設備等設置届出書（平成４年６月８日京橋消防署予防課第４２２４号）一式 ２　自動火災報知設備の消防用設備等設置届出書（平成４年６月９日京橋消防署予防課第４２２８号）一式	17	●															予防部予防課
70	R6.6.17	R6.6.25	○（○区○丁目○番○号）に係る １　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成２０年１０月３日板橋消防署予防課第１９１号）の鑑、配置図及び各階平面図 ２　消防用設+G71備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成２３年７月２８日板橋消防署予防課第１１４号）の鑑及び２階平面図 ３　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成２９年４月２７日板橋消防署予防課第４２号）の鑑及び１階平面図 ４　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成３０年１１月２日板橋消防署予防課第２６９号）の鑑及び１階平面図 ５　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成３１年２月２５日板橋消防署予防課第４４２号）の鑑及び２階平面図 ６　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和３年１２月２日板橋消防署予防課第３１８号）の鑑及び１階平面図	12	●															予防部予防課
71	R6.6.20	R6.6.25	○（○区○丁目○番○号）に係る 自動火災報知設備の消防用設備等着工届出書（昭和６３年８月３０日品川消防署予防課第１２３９号）の系統図	4	●															予防部予防課
72	R6.6.17	R6.6.25	○（○区○丁目○番○号）に係る 避難器具の消防用設備等設置届出書（平成１５年３月７日新宿消防署予防課第１４－１８９１号）の各階平面図及び立面図	9	●															予防部予防課
73	R6.6.17	R6.6.25	○（○区○丁目○番○号）に係る最新の消火器の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成２６年３月２４日２６城予（設）第７６７号）の鑑、添付された防火対象物の概要表、消火器試験結果報告書、各階の消火器配置平面図（個人情報及び印影を除く）	4	●															予防部予防課
74	R6.6.18	R6.6.27	○（○区○丁目○番○号）に係る最新の自動火災報知設備の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成２４年９月２５日２４深予（設）第６１０号）一式（個人情報及び印影を除く）	15	●															予防部予防課